

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

会計年度任用職員制度の導入等に伴う共済組合制度の適用について (通知)

このことについて、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法(以下「地公法」という。)の改正により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の共済組合制度の適用については、令和2年4月1日から下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

なお、資格取得等に係る事務処理については、従前の手続きと同様ですが、詳細については、後日送付する「組合員の異動及び被扶養者の認定・取消しに係る事務について(通知)」により、遺漏のないようお取り計らいください。

記

1 組合員資格について

(1) 臨時的任用職員

臨時的任用職員は、改正後の地公法において「常時勤務を要する職」に就く職員と位置付けられることから、地方公務員等共済組合法(以下「地共法」という。)第2条第1項第1号に規定する「職員」となり、同法が適用されるため、任用日から公立学校共済組合の組合員資格を取得する。

(2) 会計年度任用職員

会計年度任用職員のうち、次の①から③の要件に該当する者は、これらの要件に該当するに至った日以後、地共法が適用され、公立学校共済組合の組合員資格を取得する。

- ① 任用が事実上継続していると認められる場合において、
- ② 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、
- ③ その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの。

臨時的任用職員及び会計年度任用職員(以下「臨時的任用職員等」という。)について、任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においては、任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の任用関係が中断することなく存続していると、勤務の実態に照らして判断される場合には、組合員資格は喪失しないものとして取り扱うこととする。

なお、事実上の任用関係の存続については、任命権者の判断になることから、該当する者については、共済組合が直接任命権者から申立書を徴収し、確認を行うこととする。

2 掛金等の徴収について

公立学校共済組合の3つの事業（短期給付・長期給付・福祉事業）は、組合員が負担する掛金・保険料と地方公共団体等の事業主が負担する負担金で運営されている。

(1) 掛金・負担金の運用

厚生年金保険料・・・年金を支給する長期給付事業の運用

退職等年金掛金・・・退職等年金給付（年金払い退職給付）の財源

短期掛金・・・・・・・健康保険・雇用保険に相当する短期給付事業の財源

介護掛金・・・・・・・介護保険の財源（対象 40 歳以上 65 歳未満の組合員）

(2) 例月・期末手当等の掛金の徴収

組合員の掛金・保険料は、給料・期末手当等の支給時に自動的に控除される。組合員の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月分まで徴収される。

3 適用される共済事業について

(1) 短期給付事業

民間企業における健康保険に相当するもので、組合員及び被扶養者の公務（業務）又は通勤に起因しない病気やけが、出産、死亡、休業、災害等の事由により組合員が被る経済的負担を補填又は軽減することを主な目的として給付を行う。

(2) 長期給付事業

組合員が退職したときや障害の状態となったとき、または死亡したときに組合員またはその遺族の生活の安定を図ることを目的として支給される給付である。給付には、老齢厚生年金、退職等年金給付（年金払い退職給付）、障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金がある。

(3) 福祉事業

ア 貸付事業

組合員が臨時に資金が必要になったときに貸付を行う事業である。臨時的任用職員等に対しては、下記の貸付種別が適用される。

ただし、貸付申込日時点で組合員期間が6月未満の組合員には貸付けを行うことができない。

貸付種別	利 率
特 別	1. 3 2 %
高額医療	無利息
出 産	無利息

〈特別貸付け〉

再任用組合員及び臨時的任用職員等が臨時に資金を必要とする場合に貸付けができる。

貸付限度額：給料月額×3／10×残任期月数

※金額が200万円を超えるときは200万円が限度額。

※残任期月数とは、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数。

〈高額医療貸付け〉

組合員，再任用組合員，臨時的任用職員等及び任意継続組合員又は被扶養者が高額療養費の支給対象になる療養に係る支払いのために資金を必要とする場合に貸付けができる。

貸付限度額：高額療養費相当額

- 〔※貸付金額は1,000円を単位とし，限度額の範囲内とする。
※償還方法は当共済組合が支給する高額療養費等から控除する。〕

〈出産貸付け〉

組合員，再任用組合員，臨時的任用職員等及び任意継続組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のために資金を必要とする場合に貸付けができる。

貸付限度額：出産費又は家族出産費相当額

- 〔※貸付金額は1,000円を単位とし，限度額の範囲内とする。
※償還方法は当共済組合が支給する出産費等から控除する。〕

イ 保健事業

組合員及びその被扶養者の福祉の増進に資するため，次のような事業を行っている。

保健事業(厚生事業)
・人間ドック・特定健康診査・特定保健指導・各種講座・カップリングパーティー・ウォーキンググランプリ・鹿児島宿泊所各種利用補助（宿泊，結婚式場，会食等，法事等）事業・相談事業 ほか

※ 留意点

- ・ 募集時期，実施時期，対象年齢が決まっている事業があるため，通知等で事業概要を確認すること。
- ・ 人間ドック等は受診日時点で組合員資格を有する者が対象となる。（誤って受診した場合，共済負担額の返納が必要となる場合がある。）

各事業の詳細については，公立学校共済組合鹿児島支部ホームページに掲載している「共済のしおり」にてご確認ください。

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部

【組合員資格，短期・長期給付事業に関すること】

年金給付係 TEL 099-286-5220

【掛金等の徴収，保健事業に関すること】

福利係 TEL 099-286-5217

【貸付事業に関すること】

厚生係 TEL 099-286-5214

ホームページアドレス

<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>